

〔人的分割の廃止〕

◎旧商法の人的分割の制度は廃止され、同様の実質は、分割会社が物的分割により交付された吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式を当該分割会社の株主に配当すること等により行うことができるとされた（会社法第七五八条第八号、第七六三条第一二号等）。

（編注） 通達全文は第六章参照。

〔会社分割の無効原因となる場合〕

○会社の分割に伴う労働契約の承継に関して、分割をする会社が労働者と平成十七年改正前の商法附則第五条の協議又は会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第七条の措置を全く行わなかった場合又は実質的にこれと同視し得る場合には、会社分割の無効の原因となり得る。

〔一つの分割会社が複数の承継会社との間で吸収分割をする場合の登記の取扱い〕

◎一つの分割会社が複数の承継会社との間でそれぞれ締結した吸収分割契約に基づく各吸収分割手続を同時期に並行して行うことは可能であると解されるところ、上記各吸収分割はそれぞれ別個のものであることから、この場合における分割会社の変更登記については、各吸収分割ごとに、各承継会社がする吸収分割による変更の登記と同時にそれぞれ申請しなければならず（商業登記法第八七条第二項）、かつ、分割会社の本店所在地と承継会社の本店所在地とが異なる登記所の管轄区域内にある

平成一八・三・三一
民商七八二民事局長通達

一月六一・五・一二九
曹時六〇・四・一〇九

登記インターネット
八・五・七九

横浜地判

平成一九・五・二九
判タ一二七二一二二四

金融商事一二七三・二
四

平成一九・一二・一八
民商二七三八民事局商
事課長通知

民月六三・一・一五一
曹時六一・一一・二〇
五

登記インターネット
〇〇・一七一

ときは、承継会社の管轄登記所を経由して（商業登記法第八七条第一項）それぞれ申請することを要する。

〔新設分割による設立登記の申請書の添付書面〕

◎新設分割による設立登記の申請書には、設立時代表取締役の就任承諾書の印鑑に係る印鑑証明書の添付を要する。

四 株式交換及び株式移転

〔株式移転による設立の登記の申請書に添付すべき定款〕

◎株式移転による設立の登記の申請書に添付すべき定款については、通常の原始定款と異なり、公証人による認証を要しない。

平成二〇・一・二五
民商三〇七民事局商事
課長通知
民月六三・三・九六
曹時六一・一二・一七
三
登記インターネット
一〇一・一五九

平成二二・一・五
民四一九民事局第四課
長通知
民月五五・一・三〇三
曹時五二・一〇・二〇
九

〔商法第三五九条第一項（現行会社法第二一九条）の規定による公告をしたことを証する書面の取扱いについて〕

株式交換

◎株式交換における株券提供公告の最終日は、確定日である「株式交換ノ日」の前日と規定されていることから、株式交換による変更の登記の申請書に添付すべき商法第三五九条第一項（現行会社法第二一九条）の規定による公告をしたことを証する書面に記載された「株式交換の日の前日」が休日であっても、株式交換契約書に記載した「株式交換の日」を改定年月日として登記の申請をすることができる。

〔株式交換の日を一月一日とすることの可否〕

○株式交換の効力発生日を一月一日とする、株式交換による変更の登記の申請は受理される。

〔会社更生法等の施行に伴う商業・法人登記事務等の取扱いについて〕

◎更生会社の株式交換による変更の登記の特例について通達された。

- 平成一三・三・一二
民商六八三民事局商事
課長通知
民月五六・三・一〇一
○ 商事法務一五九六・五
六 商事法務一五四六・三
平成一五・三・三一
民商九三六民事局長通
達
民月五八・七・三〇八
登記インターネット
五・九・一一五

〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の会社更生法等に基づく株式交換による変更の登記〕

◎更生会社が完全子会社又は完全親会社として株式交換による変更の登記を嘱託又は申請する際の添付書面の取扱いについて通達された。

(編注) 通達全文は第六章参照。

〔産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて〕

◎産業活力再生特別措置法による簡易株式交換に関する特例について通知された。

(編注) 通達全文は第六章参照。

〔産業活力再生特別措置法に基づく簡易組織再編に関する特例の廃止〕

◎会社法における簡易組織再編の要件の緩和に伴い、認定事業者又はその関係事業者(当該認定事業者がその発行済株式の総数の一〇〇分の五〇以上の株式を所有する等、その経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つ事業者をいう。産業活力再生特別措置法第二条第二項第一号イ)である株式会社が認定計画に従って簡易株式交換、簡易新設分割、簡易吸収分割又は簡易合併をする場合における旧商法及び旧商業登記法の特例(旧産業活力再生特別措置法第二条の四第一項、第五項、第二条の五第一項、第五項、第二条の六第一項、第五項、第八項、第一二条の七第一項、第五項参照)は、廃止された。

(編注) 通達全文は第六章参照。

平成一八・四・二八
民商一四〇民事局長
通達
登記インターネット
八一・九九

平成一五・四・九
民商一〇八二民事局長
事務長通知
民月五八・九・一八一
曹時五六・五・一〇九
登記インターネット
五・一一・一三〇四

平成一八・四・二八
民商一四〇民事局長
通達
登記インターネット
八一・九九